

## 学校での居場所の提供の実施期間の変更と学童クラブ等の臨時休業について

### 保護者各位

区から、周知協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

#### 【学校での居場所の提供について】

4月8日（水）から5月1日（金）まで学校での居場所の提供を実施することとしていましたが、「緊急事態宣言」の発令を受けて、感染拡大防止のためにはこれまで以上の対応が必要なため、居場所の提供については、4月10日（金）までの実施とし、それ以降は中止することとしましたのでお知らせします。

杉並区教育委員会事務局庶務課  
(電話 03-3312-2111 内線 1604)

国において東京都を含む7都府県を対象地域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

区では、「緊急事態宣言」を受けて、感染拡大防止のため、学童クラブ等の子どもの居場所についても、令和2年4月13日から5月6日までの期間、臨時休業することを決定しました。

皆様のご理解とご協力を願っています。

杉並区子ども家庭部児童青少年課  
(電話 03-3393-4760)

#### 【学童クラブ】

令和2年4月13日から5月6日まで臨時休業します。

ただし、真にやむを得ずお子さんを預けることを選択せざるを得ないご家庭に限って臨時休業中の限定利用を実施します。

(詳細については、学童クラブからご連絡します。)

#### 【児童館、子ども・子育てプラザ、児童青少年センター】

令和2年4月13日から5月6日まで臨時休業します。

#### 【放課後等居場所事業】

令和2年4月13日から5月6日まで事業を休止します。

(杉並和泉学園、杉二小、桃二小、桃五小、高円寺学園、大宮小、済美小、浜田山小、杉九小)以上、ご連絡いたします。